

京都市告示第 177 号

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定したので、法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成19年8月6日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 地区計画の名称

納屋町商店街地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

京都市伏見区納屋町，中油掛町及び下油掛町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)